



新労発基 0628 第 1 号  
平成 30 年 6 月 28 日

関係機関・関係団体代表者 殿

新潟労働局長

**建設業での死亡災害撲滅緊急事態宣言  
(緊急取組実施要請)**

今年に入り、建設業において今日現在で、既に 6 名の方が労働災害により死亡しているという事態が発生している。

新潟労働局内で発生した死亡労働災害について、過去 10 年間の統計に照らしてみると、建設業において 6 月までの半年間で 6 名以上の死亡労働災害が発生した年は平成 24 年（同数の 6 名）以来であり、この平成 24 年の 1 年間では合計 13 名の方が建設業で死亡するという結果となったところである。

このため、本日建設業における死亡災害が多発傾向にある事態であることをここに緊急宣言するものである。

※ なお、平成 18 年では、6 月までの半年間で 7 名の方が死亡し、1 年間で合計 14 名の方が死亡、また、平成 17 年では、6 月までの半年間で 9 名が死亡し、1 年間で合計 22 名が死亡するという結果となった年もあった（いずれも建設業）。

については、今般、新潟労働局では緊急の労働基準監督署長会議を開催し、7 月以降、現場監督指導等を強化するよう指示を行ったところである。

各関係機関及び各関係団体におかれては、本年における建設業での死亡災害多発傾向を踏まえ、下記の重点事項について緊急に取組を実施し、労働災害の防止に取り組んでいただくよう要請するものである。

なお、死亡労働災害だけでなく、建設業における休業 4 日以上之死傷者数にあっては、平成 30 年 5 月末現在で 137 件と、対前年比 14.2% の増加（全国では 0.8% の増加）となっていることも踏まえた対応をお願いする。

## 記

### 1 高所からの墜落災害防止への取組

高所作業については、墜落防止のための足場等作業床の設置や安全帯の使用及び安全帯の取付け設備の状況を確認すること。

### 2 車両系建設機械の安全確認の取組

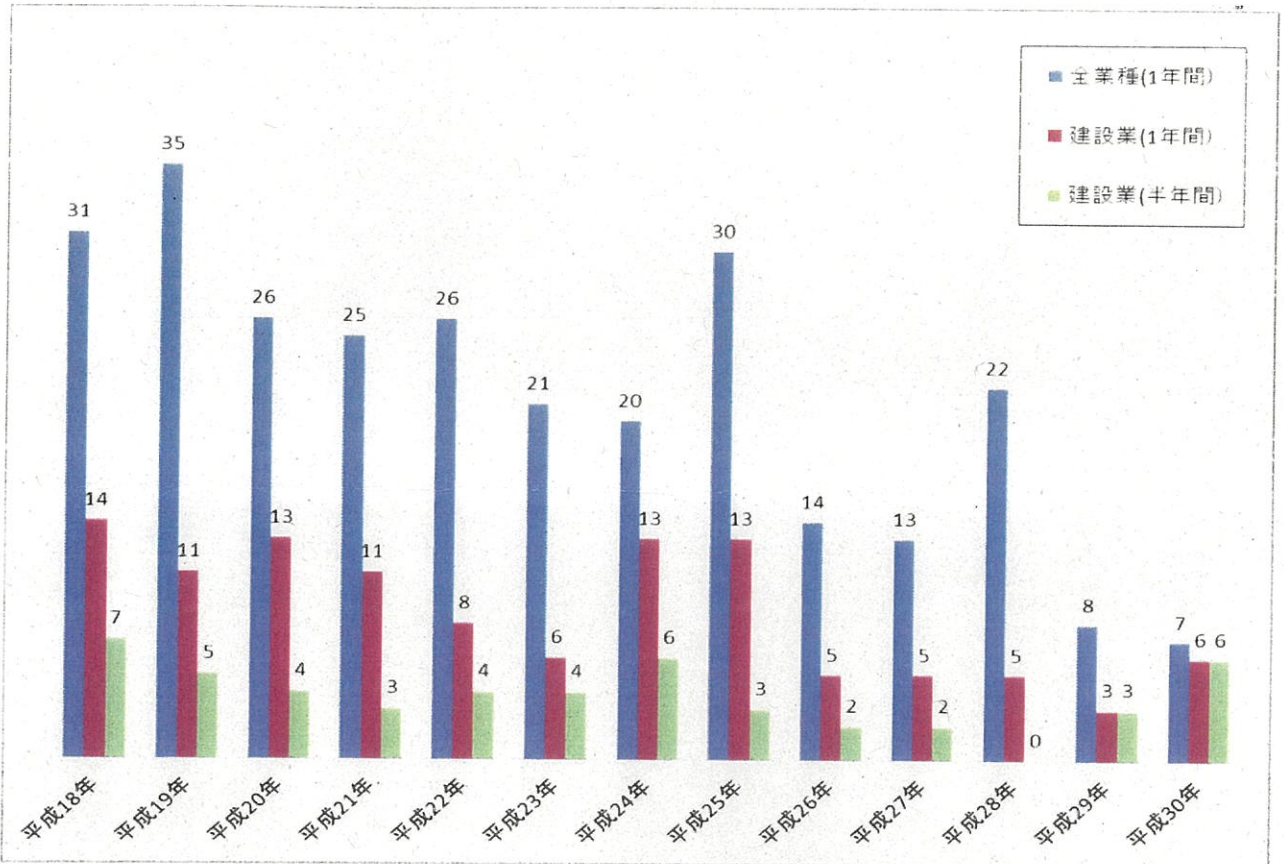
車両系建設機械における作業計画が作成されているかを確認した上、当該作業計画に即した労働者の立入制限や誘導員の配置など接触防止や転落防止の措置が講じられているかを確認すること。

### 3 安全衛生管理体制の強化

経営トップ自らが先頭に立ち、作業現場において十分な安全衛生活動が行われている安全衛生管理体制となっているかを点検し、現場責任者としての職務が確実に行われるよう必要な措置を行うこと。

## 建設業における死亡災害発生状況(推移)

新潟労働局



## 平成30年 建設業における死亡災害事例

No.	発生状況	被災者年齢	事故の型	起因物
1	工場の屋根での荷下ろしを終え移動していたところ、足を滑らせ7.5メートル下の地上(敷鉄板)へ墜落した。 なお、屋根の端部には手すり及び中さんが設けてあったが、除雪のため幅木は取り外されており、被災者はその部分をすり抜けたもの。	24	墜落・転落	屋根
2	住宅工事で作業中、風のため道路に散乱したゴミを片付けていたところ、近隣から飛んできたベニヤ板(1800×900)が当たった。	60	飛来・落下	環境等
3	河川工事で水中ポンプを移動させるため玉掛け用ワイヤーロープをかけていたところ、倒壊してきたコンクリート構造物(落差工)の下敷きとなった。	62	崩壊・倒壊	構造物
4	解体工事で引き抜いた基礎杭を水平につり下すため玉掛け用ワイヤーロープをかけようとしたところ、杭に付着していた砂が落ちてきて当たった。	59	飛来・落下	材料
5	クレーン機能付きドラグショベルでロードマット(格子状の金属製敷板)を吊ったまま上り勾配の車路を走行していたところ、敷設済のロードマットで履帯(クローラ)が滑り、付近にいた被災者を巻き込み、路肩から約17m下に転落した。	65	激突され	移動式クレーン
6	橋のメンテナンスのため、足場を組む作業を行っていた際に安全帯を掛けていた親綱のアンカーが外れて約18m下の地面に転落した。	28	墜落・転落	足場

※平成30年6月26日現在